

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
南山大学法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法律基本科目は公法系8科目、民事法系17科目、刑事法系8科目の計33科目が設置されており、法律実務基礎科目が9科目、展開・先端科目が25科目設置されている。また、21世紀の法曹に求められている人間の尊厳に対する深い理解を涵養し、人間性に富んだ法曹を養成することを目的とする「人間の尊厳科目」(基礎法学・隣接科目)が6科目設置されている。	法律基本科目は公法系8科目、民事法系16科目、刑事法系9科目の計33科目が設置されており、法律実務基礎科目が11科目、展開・先端科目が27科目設置されている。また、21世紀の法曹に求められている人間の尊厳に対する深い理解を涵養し、人間性に富んだ法曹を養成することを目的とする「人間の尊厳科目」(基礎法学・隣接科目)が5科目設置されている。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか(「告示第53号」第5条第2項)。	修了要件単位数98単位のうち、法律基本科目から60単位(61.2%)、法律実務基礎科目から10単位(10.2%)、「人間の尊厳科目」群4単位(4.1%)以上修得しなければならないものとされている。また、展開・先端科目群については、上記以外の修了に必要な24単位をすべて展開・先端科目群から履修した場合は最大で24.5%となっている。しかし、選択科目として必修科目以外の法律基本科目2科目4単位を履修した場合には、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合が最大64単位(65.3%)となる。	修了要件単位数102単位のうち、法律基本科目から60単位(59%)、法律実務基礎科目から14単位(14%)、「人間の尊厳科目」群4単位(4%)以上修得しなければならないものとされている。また、展開・先端科目群については、上記以外の修了に必要な24単位をすべて展開・先端科目群から履修した場合は最大で23%となっている。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準(原則として3年、93単位以上)を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか(「専門職」第23条)。	課程修了に必要な単位数は、98単位である。	課程修了に必要な単位数は、102単位である。
	2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする。)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。	1年次、2年次及び3年次共に36単位である。	1年次、2年次及び3年次共に40単位に変更されている。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	各科目の専任教員担当科目比率は、法律基本科目83.3%(必修科目)及び66.7%(選択科目)、法律実務基礎科目28.3%(必修科目)及び80.0%(選択科目)、「人間の尊厳科目」(基礎法学・隣接科目)34.0%、展開・先端科目38.0%となっている。	各科目の専任教員担当科目比率は、法律基本科目68%(必修科目)及び58.8%(選択科目)、法律実務基礎科目61.4%(必修科目)及び87.5%(選択科目)、「人間の尊厳科目」(基礎法学・隣接科目)26%、展開・先端科目37.5%となっている。